

令和7年度おかえり愛媛キャンペーン企画運営業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、愛媛県（以下「県」という。）が発注を予定している「令和7年度おかえり愛媛キャンペーン企画運営業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和7年度おかえり愛媛キャンペーン企画運営業務

3 業務期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

4 業務目的

県では、社会減対策の手段として移住施策を推進しており、これまで、県・市町・関係機関が連携した「オール愛媛」の体制で様々な移住施策を展開してきた結果、令和5年度の移住者数は7,254人と過去最高を更新しているものの、社会減の解消に向けては移住者数の更なる拡大が重要であり、潜在的な移住希望者の開拓が課題となっている。

本業務では、帰省シーズンに、Uターン移住の対象となる県外からの帰省者や、県内在住のその家族等をターゲットに、本県での暮らしの魅力や支援制度等をPRする県内キャンペーンを実施することにより、本県への移住者の半数を占めるUターン移住の一層の促進を図ることを目的とする。

5 業務内容

（1）キャンペーンの企画

本業務目的及び下記事項を踏まえ、企画提案すること。

①対象者

県外からの帰省者・県内在住者（親族・友人が県外在住）

②発信内容

<帰省者・県内在住者向け>

- ・移住住相談窓口や支援制度（住宅改修補助金・移住支援金等）の認知拡大
- ・家族でUターンについて考える機会の提供（Uターン移住者の事例紹介）

<帰省者向け>

- ・移住希望者登録制度（えひめ愛着倶楽部）への加入促進
- ・愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」の利用促進
- ・移住フェアへの誘客促進

（2）松山空港内へのPRブース設置（1階国内線到着ロビーイベントスペース）

実施期間：令和7年8月8日（金）から17日（日）

実施内容：国内線到着ロビーイベントスペースにPRブースを設置し、パン

フレットの配布、ポスターの掲示、移住者登録制度への勧誘、みきやんによる出迎え等を行う。

※ブース内には管理者1名以上が常駐すること。

(3) 松山空港ビジョン広告（1階インフォメーション・国内線到着ロビー）

実施期間：令和7年8月1日（金）から8月31日（日）

実施内容：動画CM（15秒・1ロール5分）放映

(4) 愛媛県内主要公共施設等へのパンフレット・ポスターの設置

実施期間：令和7年8月1日（金）から8月31日（日）

実施内容：本事業で作成するポスター及びパンフレットを移住・交流推進協議会等と連携し、設置を行う。

(5) 移住情報ツールの制作

・折パンフレット 6,000部

・ポスター 300部

・キャンペーン用ノベルティ 2,000個

※パンフレット及びポスターにQRコードを配置し、同QRコードからえひめ移住ネットに遷移した人数を把握できるようにすること。

6 業務計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

(3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の

了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 著作権等

- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

10 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

- （1）業務の実施に当たっては県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- （2）上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- （3）本業務に伴う撮影・取材・素材収集等に必要となる一切の調整及び許認可等の手続きは受託者が負担すること。